

# 伊万里市景観計画【概要版】



問合せ  
伊万里市役所 建設農林水産部 都市政策課  
〒848-8501 伊万里市立花町1355-1  
TEL:0955-23-2476

## 1. 計画策定の背景と目的

伊万里市は、古くから大陸貿易の基地として発展し、江戸時代には「古伊万里」の積出港として大いに栄え、現在も肥前窯業圏の一翼を担っています。また、臨海部を中心に大規模な工業団地を形成し、国際物流の拠点化が進むほか、豊かな自然環境を活かした農業が調和したまちとして発展してきました。

その中で、里地区の「里小路の矢竹生垣通り」と大川内山地区の「秘窯の里 大川内山」は、その長い歴史と風土に育まれた特色ある美しい景観がこれにまつわる物語とともに佐賀県遺産として登録されています。しかしその一方で、両地区を取り巻く社会環境は大きく変化しており、景観への影響が懸念される開発等の可能性が生じていることから、両地区の良好な景観の保全が急務となっています。

本計画は、里地区および大川内山地区の現状を踏まえ、両地区における総合的な景観づくりを図ることを目的として策定するものであり、両地区において今後の景観づくりの施策を実現していくための基本的な方向性や、今後のまちづくりに向けた景観的視点からのルールを、景観法に基づき策定することとします。

## 2. 良好な景観の形成に関する方針

### 2-1. 里地区の景観形成方針

- 矢竹生垣通り、青幡神社参道、旧道  
浮立のルートである矢竹生垣通りや青幡神社参道、旧道は、低層住宅を主体とした、潤いや落ち着いた着きのある景観形成を図ります。  
これらの中でも、特に歴史や文化が色濃く残り、生垣が残存している矢竹生垣通りや青幡神社参道は、通り沿いの緑化や生垣の積極的な保全・維持管理を図り、通りの景観の維持・向上を推進します。  
矢竹生垣通りの特徴である、通りの両側にある丁寧に管理された生垣、季節を彩る庭木、さらに通りからセットバックされた低層住宅で構成された歴史的な道路景観を守り、継承していきます。
- 田園・臨海エリア  
親種寺や大辨財天から伊万里湾までの地域の良好な眺望景観を守り、伊万里湾や田園などの自然や文化と一体となった景観形成を図ります。特に今後耕作放棄地や後継者不足等が懸念される田園エリアについても、官民連携等により良好な田園景観を継承していきます。

### 2-2. 大川内山地区の景観形成方針

藩窯公園や史跡地等の眺望点からの眺めを確保し、眼下に広がる家並みや周辺の自然環境と一体となった景観形成を図ります。  
古地図にも描かれている里道と重なる通り、通りに建ち並ぶ低層建物、背後に広がる史跡地や岩壁、集落の間合から見える窯元の煙突など、大川内山の歴史・文化を物語る景観を守り継承していきます。  
鍋島焼の里としての趣が感じられる、訪れたいくなるまちなみの形成を図ります。また、行政が支援しながら、地域との協働による景観まちづくりの取組みを育みます。

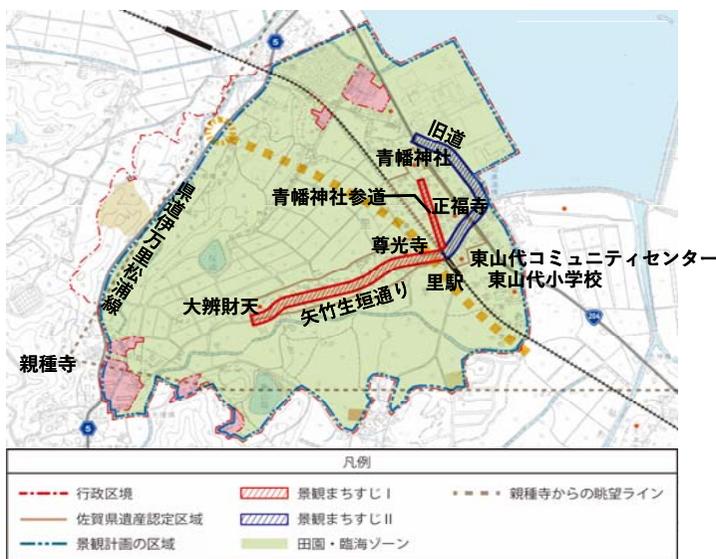
## 3. 景観計画の区域

### 3-1. 里地区

行政区境を基本とし、西側は県道伊万里松浦線を区域境とします。また、景観特性に応じて3つのゾーンに分類します。各ゾーンに応じた景観形成を推進します。



図：里地区位置図



図：里地区景観計画区域

### 3-2. 大川内山地区

行政区境を基本とし、伊万里・有田焼伝統産業会館等の地域の玄関口となる北側を含む範囲とします。地区に応じた景観形成を推進します。



図：大川内山地区位置図



図：大川内山地区景観計画区域

## 4. 届出対象行為

### 4-1. 里地区

#### 【届出対象行為】

届出対象行為は、各ゾーン毎に設定し、以下の行為および規模に該当するものとします。

#### ①景観まちすじⅠ（矢竹生垣通り、青幡神社参道）、②景観まちすじⅡ（旧道）

対象行為	対象規模
建築物の建築等 工作物の建設等	規模にかかわらずすべての行為
開発行為	開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	矢竹の伐採（矢竹生垣通りのみ）

#### ③田園・臨海ゾーン

対象行為	対象規模
建築物の建築等 工作物の建設等	高さが10m以上もしくは建築面積150㎡以上のもの
開発行為	規模にかかわらずすべての行為
木竹の植栽又は伐採	開発区域の面積が500㎡以上のもの

#### 【地区内住民の理解】

景観まちすじⅠⅡにおいて、下表に該当する一定規模以上の行為を行う場合、周辺地域の景観との調和について、「地区内住民の理解」を得る必要があります。届出を行う日の30日前までに、「地区内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

対象行為	対象規模
建築物の建築等 工作物の建設等	高さが10m以上もしくは敷地面積が1,000㎡以上のもの
開発行為	開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	矢竹の伐採（矢竹生垣通りのみ）

※ただし、「個人の専用住宅」・「非住居部分の床面積が50㎡以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、高さが20m未満の電柱・電線等の設置を除きます。

### 4-2. 大川内山地区

#### 【届出対象行為】

主に新規事業者等の行為をコントロールするために、基本的に「すべての行為」を届出対象とします。

対象行為	対象規模
建築物の建築等 工作物の建設等	規模にかかわらずすべての行為
開発行為	規模にかかわらずすべての行為
土地の開墾及び形質の変更	規模にかかわらずすべての行為
木竹の植栽又は伐採	植栽、伐採面積が100㎡以上のもの
屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模100㎡以上、又は堆積の高さが2m以上のもの 但し、焼き物の製造に係るものの屋外における堆積は除く
特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物又は工作物の外観について行う照明）の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更	規模にかかわらずすべての行為
屋外における自動販売機の設置又は外観の変更	規模にかかわらずすべての行為

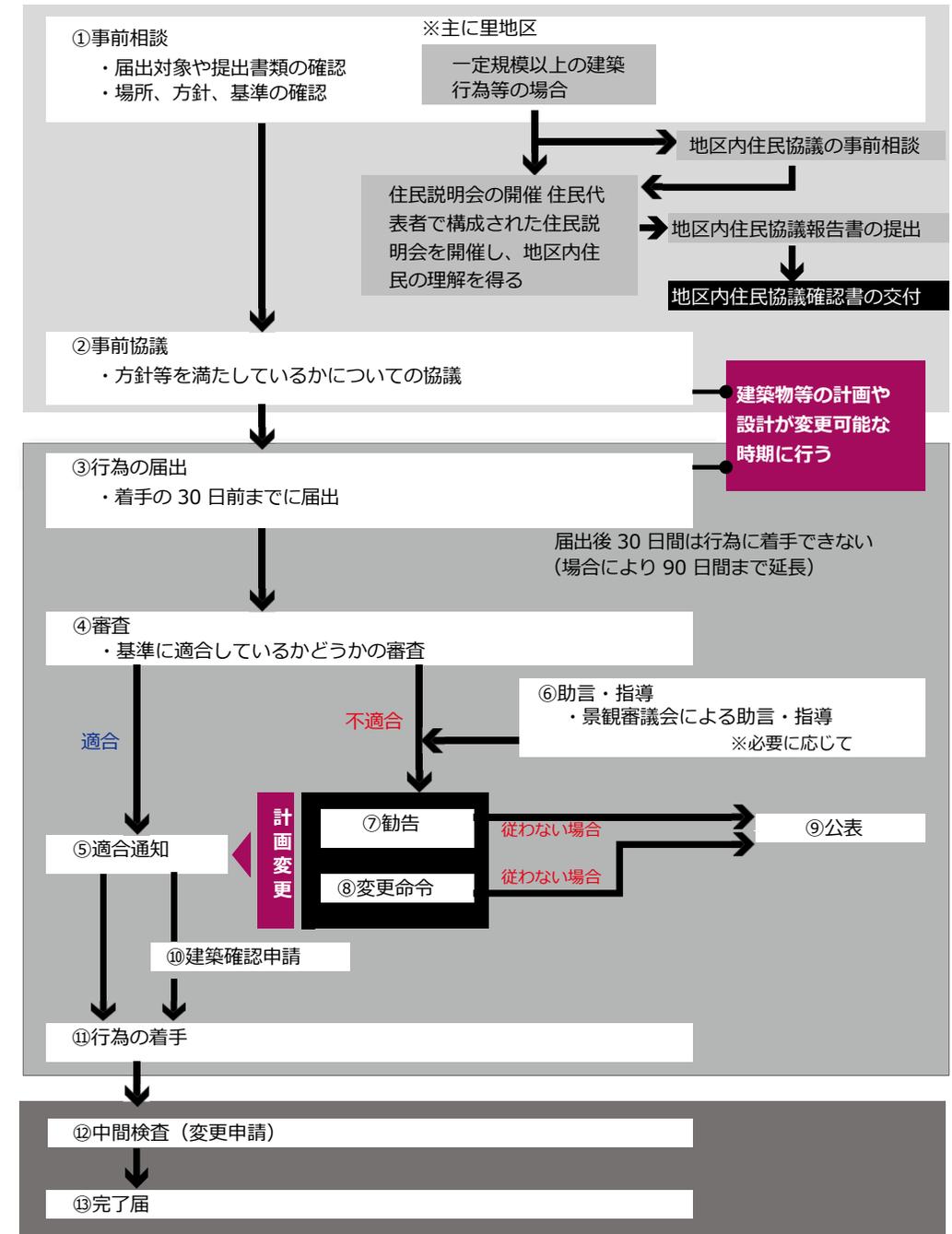
#### 【地区内住民の理解】

煙突の改修・修繕等を行う場合、周辺地域の景観との調和について、「地区内住民の理解」を得る必要があります。届出を行う日の30日前までに、「地区内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

対象行為	対象規模
煙突の改修・修繕等	規模にかかわらずすべての行為

## 5. 届出等の流れ

届出等の流れを以下に示します。届出対象行為に該当する行為を行う場合は、計画や設計が変更可能な段階で、伊万里市都市政策課との事前相談や事前協議を行い、着手の30日前までに届出を行います。



図：届出等の流れ

## 6. 景観形成基準

### 6-1. 里地区

#### ①景観まちすじⅠ（矢竹生垣通り、青幡神社参道）、②景観まちすじⅡ（旧道）

地域が今まで守ってきた生垣通りを中心とした歴史ある景観を次世代へ引き継いでいくため、生垣や新築の建築物、工作物等に対する高さや色彩等の基準を定めます。景観まちすじの中でも、特に歴史や文化が色濃く残り、生垣が残存している「Ⅰ：矢竹生垣通りや青幡神社参道」は、生垣に関する基準を定めます。

行為の種別・事項		景観形成基準	
		Ⅰ：矢竹生垣通り・青幡神社参道	Ⅱ：旧道
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物又は工作物（※）の新築、新設、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更</li> </ul>	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、2階以下とする。</li> <li>材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図る。経年劣化による退色や破損しやすいもの、光の反射する外壁材の使用は避ける。</li> <li>通り沿いに設置する門や塀は、周囲の景観に調和したものとし、極力高さをおさえる。</li> <li>空調屋外機等建築物の付帯設備は、通り等から視認される場所を避ける。やむを得ず設置する場合は、遮へいすることや周囲の景観に調和したものとす。</li> </ul>	
	形態・意匠		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。</li> <li>① 建築物の屋根 N系：5.0以下</li> <li>② 建築物の壁面・工作物 R・YR・Y：彩度6.0以下、明度8.0以下 その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下</li> </ul>	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>生垣の積極的な保全や植栽（新築時）を行う。</li> <li>敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。</li> <li>敷地内の特に通り沿いは、可能な限り緑化を行う。</li> </ul>	
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとす。</li> <li>屋上には可能な限り設置しない。</li> <li>光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。</li> </ul>	

※建築物に該当しない門、塀、垣、柵、擁壁、自販売機などを示す

#### ③田園・臨海ゾーン

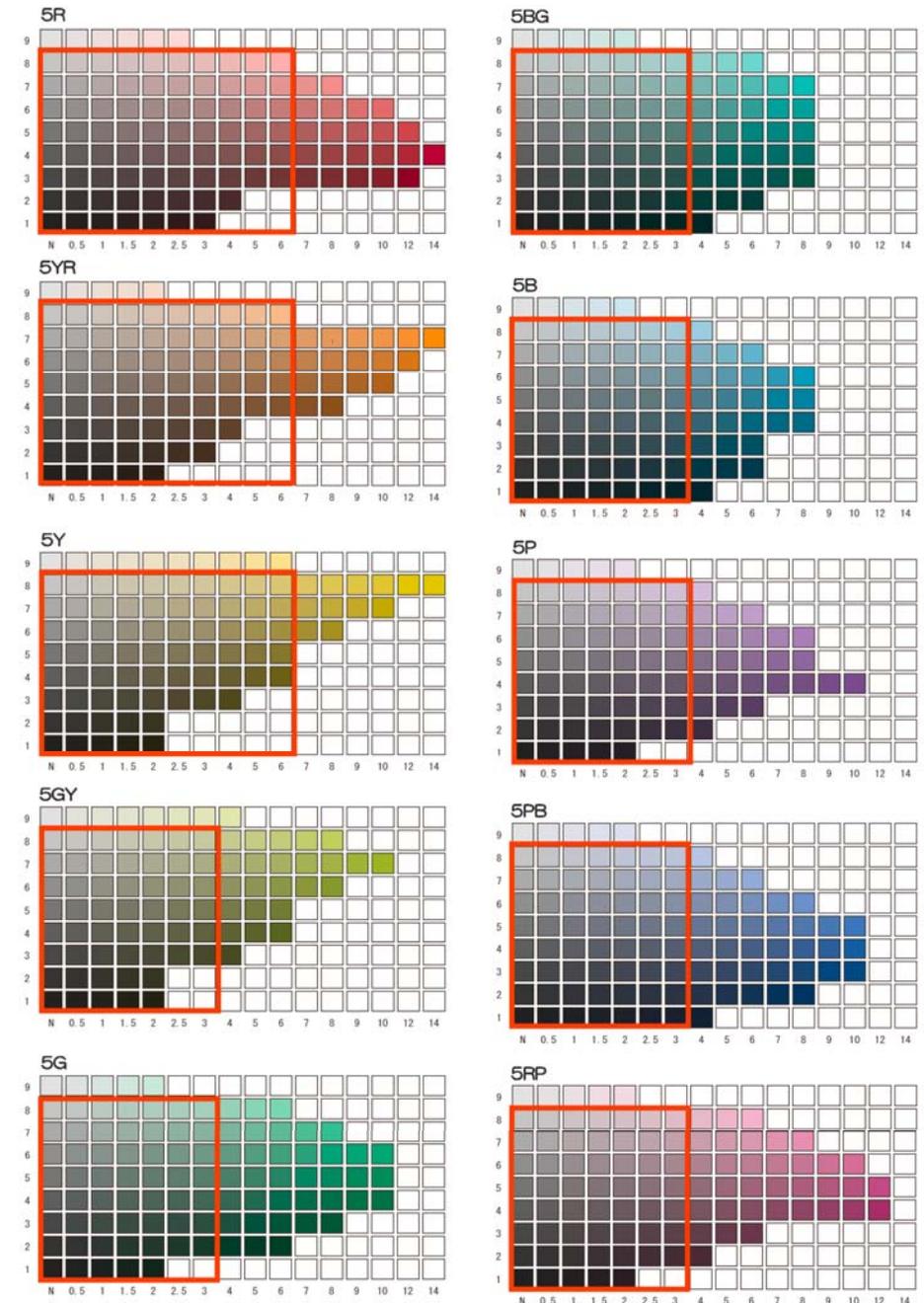
田園・臨海ゾーンは、今後圃場整備端部から徐々に進行する可能性のある新規住宅開発や耕作放棄地の新設工作物、楠久IC（仮称）周辺の新規開発、臨海部の工場立地等に対する建築物の高さや色彩等の基準を定めます。

建築物等の行為にあたっては、親種寺や大辨財天から伊万里湾までの地域の良好な眺望景観や今まで地域で守られてきた景観等に配慮します。

行為の種別・事項		景観形成基準	
		Ⅰ：矢竹生垣通り・青幡神社参道	Ⅱ：旧道
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物又は工作物（※）の新築、新設、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更</li> </ul>	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の優れた景観である伊万里湾への眺望性を考慮して、建築物を分散して配置するなど配置や形状に配慮し、可能な限り高さを抑える。</li> <li>建築物の素材は、可能な限り周囲の景観に調和したものとす。</li> </ul>	
	意匠		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とする。</li> <li>① 建築物の屋根 N系：5.0以下</li> <li>② 建築物の壁面・工作物 R・YR・Y：彩度6.0以下、明度8.0以下 その他の色相：彩度3.0以下、明度8.0以下</li> </ul>	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に道路側の植栽など道路景観や集落景観に配慮し、可能な限り植栽を行う。</li> </ul>	
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさや形態、色彩は、周囲の景観と調和したものとす。</li> <li>屋上には可能な限り設置しない。</li> <li>光源を利用する場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるように配慮する。</li> </ul>	

※建築物に該当しない門、塀、垣、柵、擁壁、自販売機などを示す

#### 【外壁・工作物の色彩の範囲】



# 6. 景観形成基準

## 6-2. 大川内山地区

地域がこれまで守り育ててきた歴史・文化を感じさせる景観を後世に引き継いでいくために、地域の暮らしの中で守られてきたルールを明文化し基準として定めます。

また、本地区は「国指定史跡 大川内鍋島築跡」の史跡指定範囲を含むことから、景観法に基づく景観形成だけでなく、文化財保護法に基づく文化財保護等との連携も踏まえた基準とします。

### ■建築物

項目	基準
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる山なみや史跡地、周囲の生活景観、生業景観、歴史・文化的な景観との調和や眺望に配慮する。</li> <li>周辺の建築物との連続性に配慮した高さとし、周辺から高さが突出しないよう2階以下とする。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁                             <ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみや周辺環境との調和に配慮する。</li> <li>周囲に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>従来から地域で使用されてきた質感や色彩を踏まえた素材とする。</li> </ul> </li> <li>屋根等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とする。</li> <li>素材は瓦葺を基本とする。</li> </ul> </li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の自然環境や集落景観と調和が図れるよう、低彩度の色彩とする。</li> <li>外壁                             <ul style="list-style-type: none"> <li>YR・Y：明度4以上8以下、彩度4以下</li> <li>N：明度9以上</li> <li>R・GY・G・BG・B・PB・P・RP：使用しない</li> </ul> </li> <li>屋根                             <ul style="list-style-type: none"> <li>N：明度4以上5以下</li> <li>R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP：使用しない</li> </ul> </li> <li>アクセントカラー（外壁各面の面積の5%未満とする。）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>R・YR・Y：明度8以下、彩度4以下</li> <li>N：明度8以下</li> <li>GY・G・BG・B・PB・P・RP：明度8以下、彩度2以下</li> </ul> </li> </ul>
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくくするよう努める。</li> <li>室外機が道路等の公共空間から見える場合は、建築物外観と調和した囲い等により見えにくくするよう努める。</li> <li>配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色彩とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。</li> <li>太陽光発電施設を設置する場合は、周囲の景観との調和に配慮するとともに、代表的な視点場（※1）から見えない配置とするか、目隠し等により目立たないよう工夫する。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>門、塀、垣、柵を設ける場合は、自然素材のもの、または、自然素材に近いものを使用するなど、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。</li> <li>建築物の周囲に小スペースが生じる場合は、樹木や草花による潤いある空間の創出に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場                             <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場は通りからの見え方や周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul> </li> <li>掲出物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>通りの景観に配慮した落ち着いた色彩とする。</li> <li>規模・数量は必要最小限とし、複数表示または設置する場合は集合化に努める。</li> <li>屋上及び屋根面には設置しない。</li> <li>掲出物に商品等の写真は使用しない。</li> <li>デジタルサイネージ（※2）は設置しない。</li> <li>電飾看板は使用しない。</li> </ul> </li> </ul>

- （※1）①藩窯公園のお経石窯跡を視点場とし、史跡地方向への眺望  
 ②史跡地内のイチョウの木周辺を視点場とし、集落方向への眺望  
 ③伊万里鍋島焼会館駐車場入口を視点場とし、大川内山地区方向への眺望
- （※2）デジタルサイネージ：可変表示式屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物若しくはそれに類する広告物を含む。））。

### ■工作物

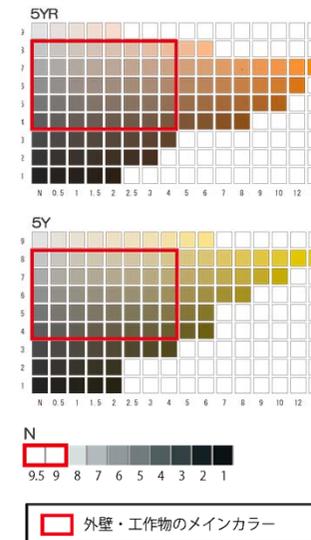
項目	基準
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機は、色彩や設置位置について、まちなみや周辺環境との調和に配慮する。</li> <li>夜間の光量を抑えるなど、夜間景観に配慮する。</li> </ul>
煙突	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突は伝統的な様式とし、煙突を改修・修繕等する場合は伊万里鍋島焼協同組合と協議する。</li> </ul>

### ■開発行為等

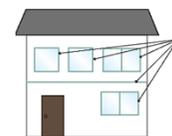
項目	基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。</li> </ul>
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな土地の形質の変更は行わない。但し、やむを得ず変更し擁壁やのり面が生じる場合は周囲の自然環境や歴史・文化的な景観との調和に配慮する。</li> <li>空地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう維持管理を行う。</li> <li>路外駐車場については、敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。</li> </ul>
木竹の植栽、伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の景観を支える木竹の維持管理に努め、また、新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する樹種及び配置とする。</li> <li>大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。</li> </ul>
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積物が公共空間から見えないように外周への植栽・植樹等による修景や遮へいなどの工夫をする。</li> </ul>
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の夜間景観を損なう恐れのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。</li> </ul>

### 【色彩の範囲】

#### ■外壁・工作物のメインカラー



#### ■屋根



アクセントカラーは壁面に対して5%以内

#### ■外壁・工作物のアクセントカラー

